

京都東山エリアにおける駐車場予約システムの構築・運用等業務 公募要領

1. 目的

京都東山エリアでは、駐車場探しのうろつき交通や駐車待ち等で渋滞が発生しており、適切に駐車需要をマネジメントする必要がある。ここでは、周辺の駐車場事業者の協力を得ながら、駐車場の事前予約を導入し、併せて満空情報を提供する、一元的なシステム(以下、駐車場予約システム)を構築・運用することにより、道路の渋滞緩和を図ることを目的とする。

2. 申請方法等

(1)応募者の公募要件

応募者は、以下に示す公募要件を満たすものとする。

- ① 駐車場予約システムの構築・運営をしようとする者
- ② 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者、かつ警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者、又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 民間企業等は日本に登録されていること。
- ⑦ 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001)
 - イ プライバシーマーク(JIS Q 15001)
- ⑧ 24時間緊急対応可能な体制が確保できること。
- ⑨ 2014 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間(10 年間)に、駐車場予約システムの構築など当該業務に類する業務の実績を有する者。

【複数事業体(複数の事業体が共同で実施)により参加する場合】

- ②～⑦は構成する事業体すべての者の確認ができるものとし、その他については要件を満た

す者が構成事業体に含まれることとする。

(2)提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記載のうえ提出すること。

① 応募申請書(様式1)

応募代表者等の必要事項を記入すること。

② 応募者の概要書

単独事業体による応募は(様式2-1)、複数事業体(複数の事業体が共同で実施)による応募は(様式2-1, 2-2)に必要事項を記入すること。

③ (様式3)及び公募要件を満たしていることを証する書面を提出すること。

④ 業務実績申告書(様式4)

⑤ 募集要件を満たす提案内容(様式5)、実施手順、スケジュール(様式6)

⑥ 秘密保持誓約書(様式7)

⑦ 下記5に記載の費用の積算内訳書(様式は任意)

(3)提出先

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 計画課 道路分析評価係長

【メール:kkrsns-kd@mlit.go.jp、電話:075-354-8134】

(4)提出方法及び部数

電子メール(10MB まで)で提出し、電話で確認すること。ただし、紙媒体で提出する場合は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)で1部提出するものとする。

なお、申請書の受付後、内容について、確認またはヒアリングを行う場合がある。

(5)受付期間

令和6年5月27日(月)～令和6年6月10日(月)必着

ただし、紙媒体で提出する場合は、土・日・祝日を除く9:15～17:00

(6)公募に関する質問

公募に関する質問がある場合には、書面(自由様式)にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、京都国道事務所HP(<https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/>)に掲載することとする。

なお、採択の公平性を確保するため、公募書類を提出後、個別の質問等については、回答しかねますので、ご了承ください。

①質問書の提出方法

郵送又は電子メールによるものとする。電子メールの場合の使用ソフトはワード又は一太郎とする。

②提出先

「2. (3)提出先」と同様

③質問書の提出期限

令和6年5月31日(金)17:00まで

④質問書に対する回答

令和6年6月5日(水)までに京都国道事務所 HP へ掲載することとする。

(7)システム事業者採択までのスケジュール(予定)

①本業務を実施するシステム事業者として採択された者に対しては、その旨を書面にて通知することとする。また、システム事業者採択されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知することとする。

②公募からシステム事業者採択までのスケジュール(予定)は以下のとおりとする。

令和6年5月27日(月) 公募開始

令和6年6月10日(月) 公募〆切

令和6年6月下旬 システム事業者の採択通知

(8)提出書類に関する留意事項

①提出書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できない場合がありますので、十分に注意すること。

②提出書類は、本公募要領の「【様式】公募申請書」を用いて、1部提出すること。

③審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合があります。また、一度提出された書類の返却は原則としてできませんのでご了承ください。

④採択に係る審査は、提出書類の書面審査によって行うことを基本とします。したがって、提出書類(添付資料を含む全ての書類)は、実施内容等について、書類上の記述だけで理解できるように記載すること。

⑤採択されなかった申請者の提出書類は手続き終了後に、採択された者の提出書類は運用完了後に破棄することとする。

⑥提出書類の作成等に関する費用については、申請者の負担とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4. 募集するシステム構築・運用の内容

(1) 駐車場予約システムの構築・運用期間

システムの構築期間は、下記の通りとする。

令和6年7月上旬～9月下旬(予定)

事前予約の受付期間は、下記の通りとする。

令和6年10月中旬～2月中旬(予定)

システムの実運用期間は、下記の通りとする。

令和6年11月中旬～2月中旬(予定)

事前予約の受付開始は、運用開始1か月前の10月中旬を予定している。

ただし、京都国道事務所との協議により、システム運用期間等を変更することができるものとする。また、システム運用期間については、駐車場によって違う場合がある。

(2) 対象エリアおよび対象駐車場

駐車場予約システム運用の対象エリアは、図 1-1 で示す京都市を代表する観光地である東山・清水寺周辺とし、対象駐車場はシステム事業者又は他者が運営する駐車場(バス及び普通車用)などを予定している。なお、関係者との協議より対象エリアや対象駐車場等を変更できるものとする。

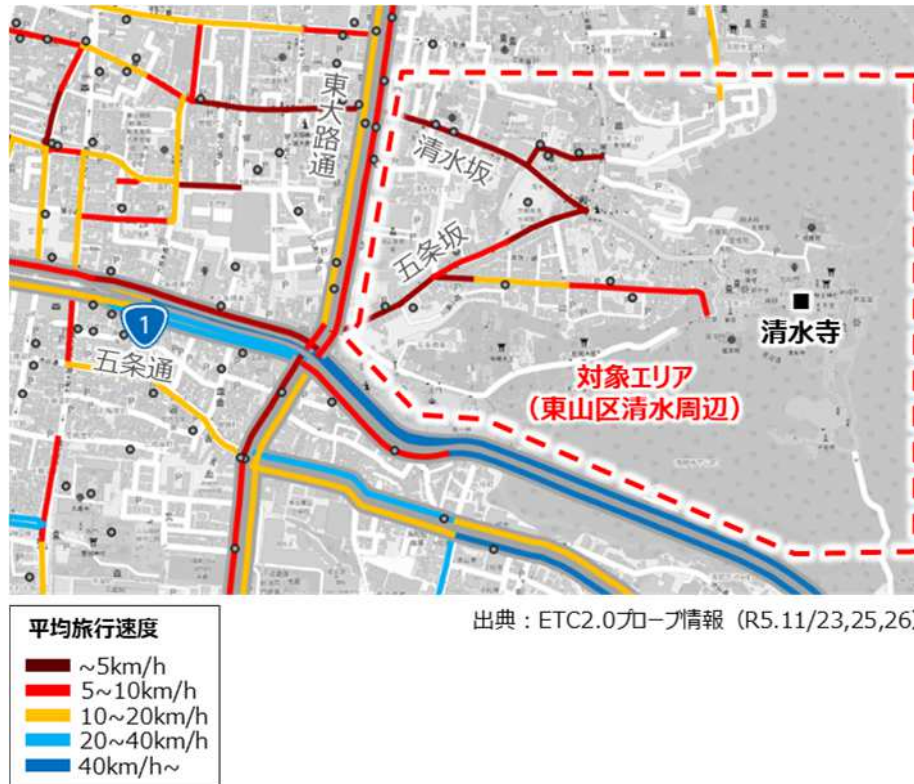


図 1-1 対象エリアと周辺道路の渋滞状況

(3) 募集する駐車場予約システム構築・運用の要件

構築・運用する駐車場予約システムについては、以下の要件を満たすものとする。

- 事前予約を可能とし、併せて駐車場の満空情報を一元的に発信することで、混雑エリアに進入する車両(バス・タクシー・自家用車等)の抑制を図るものであること。
- システム利用者の利便性、運用の安定性、安全性等に配慮し、インターネットで一括して混雑状況の確認、予約できるシステムを構築するものとする。
- 対象エリア周辺の駐車場事業者等が参画・登録できるシステムであること。
- 別業務で構築する情報提供システム等と連携可能なものであること。
- 対象エリア等、次年度以降、駐車場予約システムを汎用的に活用することを考慮しつつ構築を行うこと。詳細については別途協議する。
- 当該業務実施期間中の予約システムの運用については、システム事業者が行うものとする。
- 構築・運用に係る基本条件(料金体系等)については、京都国道事務所や参画する他の駐車場事業者等の関係者と協議のうえ決定するものとする。

(4)その他特記事項

- 他の駐車場事業者から、同システムへの参画希望があった場合には、条件等については別途協議する。
- 予約システムの運用にて生じた損失については、本業務の受託金額に含むものとし、別途補填は基本行わないものとする。ただし、システム事業者の責によらない場合はその限りではない。

(5)広報活動

予約システムの運用にあたっては、システム事業者のウェブページ等を通じて情報発信するほか、京都国道事務所や京都市のウェブページ等でも別途実施を予定していることから、関係者と連携しながらプロモーションを行い、事前予約の利用促進に努めること。

(6)効果測定および評価

運用終了後、対象駐車場の利用状況や渋滞状況、各アンケート調査の結果等を取りまとめて分析し、様々な観点から評価するとともに、駐車場予約システムの導入に係る課題等について整理し、公表する予定であることから、システム事業者は利用者データの評価分析を実施し、アンケート調査の実施などに協力すること。

なお、事前・事後調査等の役割分担については関係者と協議のうえ決定するものとする。

(7)実施体制

京都国道事務所をはじめ、近畿地方整備局、京都市、駐車場事業者等の関係者との連携を図りながら進めるものとする。また、有識者の助言を得ながら進めるものとする。

5. 費用について

国土交通省が負担する限度額は、令和6年度で5,000万円(税込み)とする。

なお、超過する(国土交通省が負担する額では不足する)部分について、別途独自に予算を調達することも可能である。

6. システム事業者の採択

(1)採択方法

京都エリア観光渋滞対策実験協議会の有識者の意見等を踏まえ、京都国道事務所が採択する。

(2)評価、採択の観点

提出された申請書に対して、以下の視点に着目して評価し、採択する。

○実施目的や内容を理解し、募集する要件を満たしているか。

○システム構築内容、実施手順、スケジュールが妥当なものであるか。

○システム運用にあたっての体制が妥当なものであるか。

7. 計画書の提出

実施内容を記載した計画書を別途京都国道事務所が指示する期日までに提出すること。

8. 運用結果の報告等

駐車場予約システムの運用終了後に利用状況等について整理し、京都国道事務所へデータで提出すること。

9. 運用終了後の活用の提案等

京都市における観光渋滞対策への活用方法等に関するアドバイスや実運用等で得られた知見の提供等を求めることがある。